

運轉日報

対象月： 年 月 / 事業所名： / 安全運転管理者：

左の 4 列は、道路交通法施行規則 第九条の十 第八号が挙げている項目です。

右の 5 列は法定の項目ではありません。同号の「その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項」の例として置いています。

[illegible]

記録するのは、運転を終了した運転者です（道路交通法施行規則 第九条の十 第八号）

同号は「日誌」と定めています。この用紙の表題は「運転日報」としています。

この用紙は 1 枚に 12 件です。必要な枚数を印刷してお使いください。列の意味は 2 ページ目にあります。

右の 5 列（車両（登録番号）・行き先・目的・給油・備考）は、同号には挙がりません。

出典：警察庁「安全運転管理者の業務の拡充等」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html> / 警察庁「安全運転管理者による酒気帯び確認に関する Q&A」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisky/pdf/QA.pdf>

本シートは記入例であり、法令の解釈・審査の結果を保証するものではありません。

運転日報 列の意味

左の 4 列は、道路交通法施行規則 第九条の十 第八号が挙げている項目です。同号の全文を原文のまま載せます。

運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

- 運転者名 — 第八号の「運転者名」
- 運転の開始日時 — 第八号の「運転の開始及び終了の日時」
- 運転の終了日時 — 第八号の「運転の開始及び終了の日時」
- 運転した距離 — 第八号の「運転した距離」
- 車両（登録番号） — 第八号には無い（「その他……必要な事項」の例）
- 行き先 — 第八号には無い（「その他……必要な事項」の例）
- 目的 — 第八号には無い（「その他……必要な事項」の例）
- 給油 — 第八号には無い（「その他……必要な事項」の例）
- 備考 — 第八号には無い（「その他……必要な事項」の例）

出典：警察庁「安全運転管理者の業務の拡充等」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html> / 警察庁「安全運転管理者による酒気帯び確認に関する Q&A」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisky/pdf/QA.pdf>

本シートは記入例であり、法令の解釈・審査の結果を保証するものではありません。